



株式会社 **イスラインギフ**

## 「燃料サーチャージ制」について (2022年5月1日改定)

弊社では、2008年8月に国土交通省に燃料サーチャージ料金の届出を行い、同年10月より適用実施しております。

私ども運送業界における主要経費である燃料費（軽油費）は、世界の政治や経済状況等の変化による原油市況の価格変動により大きく左右され推移しておりますが、本年に入ってからロシアのウクライナ侵攻の長期化とそれに伴う欧米の経済制裁などの地政学的なリスク、急速な円安ドル高などにより原油価格が高騰しているために、日本政府はコロナ禍からの経済回復の重荷になる事態を防ぐ為「燃料油価格激変緩和対策事業」において燃料油価格の激変緩和を目的に最大35円に幅を広げつつ補填策（4月25日より引き上げ）を行っていますが、軽油購入価格は依然高値安定の状況が続き、4月現在で前年同月比15%以上の上昇となっております。

そうしたなか、弊社におきましても経営環境の変化に対応すべく全力を挙げて様々な経費削減に取り組んでいるところでありますが、異常とも言える軽油価格の高騰や、働き方改革関連法の施行による労働環境の改善実施、さらには安全装置や環境に対応した新型車両の導入コストの増加要因等も見込まれ、企業収益が圧迫される状況が続いております。

よって、誠に恐縮ながら、引き続き燃料サーチャージ制の適用と、サーチャージ料金收受につきましてのご理解頂きたく、ここにお願い申し上げる次第であります。

### **燃料サーチャージ制とは**

燃料サーチャージとは、燃料価格の上昇・下落によるコストの増減分を別建ての運賃として設定する制度です。現状の燃料価格が基準とする燃料価格より一定額以上上昇した場合には、上昇の幅に応じて燃料サーチャージを設定又は増額改定して適用するものです。一方、燃料サーチャージの設定時点より下落した場合には、その下落幅に応じて減額改定し、また、燃料価格が沈静化し、基準とする燃料価格より低下した場合にはこれを廃止致します。

## 【現在の料金適用燃料価格】

※価格は全て資源エネルギー庁発表の石油製品価格調査(軽油現金価格)の中部運輸局管内の平均単価を使用

[https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/petroleum\\_and\\_lpgas/pl007/results.html#headline1](https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/petroleum_and_lpgas/pl007/results.html#headline1)



## 適用期間：2022年5月1日～2022年7月31日ご出荷貨物分

方式：集荷+配達+幹線の合計サーチャージ<sup>※</sup>（全日本路線連盟方式）

基準価格：基準時の店頭価格 77.7 円/ℓ / 2008 年 8 月届出時（6 月）の店頭価格 152.0 円/ℓ  
⇒ 上昇額：74.3 円/ℓ

適用価格： 対象月 軽油単価

2022 年 1 月	147.4 円/ℓ
2022 年 2 月	150.8 円/ℓ
2022 年 3 月	153.4 円/ℓ

3 カ月 平均 150.5 円/ℓ

⇒ 上昇額：72.8 円/ℓ

適用運賃表：⑧を使用（150.0 円超～160.0 円）

注）上昇額に応じた適用運賃表を使用し、適用しています。

改定条件：3ヶ月間の店頭平均価格を計算し、3ヶ月間の最終月の翌々月から改定します。

廃止条件：3ヶ月間の店頭平均価格が77.7円/ℓを下回った場合、3ヶ月間の最終月の翌々月から廃止します。

適用につきましての詳細は、最寄りの支店までご連絡下さい。

HPでの検索は → <https://sline.co.jp/group/search.php> より